# TOKUYA TIMES

とくや タイムズ

Now

http://ito-tokuya.com/tokuya

伊藤 とくや

Winter, 2008 – 9. **vol.7** 



# 豊橋を元気に!『中心市街地活性』



#### 第7号発行のご挨拶

12月議会の一般質問のテーマは豊橋を元気にする『中心市街地の活性について』です。 豊橋市における現在の中心市街地活性化基本計画は、平成10年に施行された「中心 市街地における市街地の整備改善及び活性化の一体的推進に関する法律(いわゆる中心 市街地活性化法/略して中活法)」に基づき策定されたものです。

平成18年、国は中心市街地活性化法を、まちづくり3法(中心市街地活性化法・都市計画法・大店立地法)の見直しとともに抜本的に改正、内閣に中心市街地活性化本部を設置し、市町村が作成する基本計画には内閣総理大臣による「認定制度」を創設しました。認定制度は、意欲的に取り組む市町村を「選択と集中」により重点的に支援するもので、認定を受けた基本計画に基づいて行われる事業に対しては、国による様々な支援を受けることができる、ただし、実効性のある計画として求めています。

また、追求すべき目標は、「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を確保すること(コンパクトシティ)」「地域住民・事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われるとことにより、より活力のある地域経済社会を確立すること」としています。

いよいよ本年度、本市においては「新規基本計画の検討」「中心市街地活性化協議会の意見聴取」とともに、「国への認定申請」をすることとなっていましたが、佐原市長誕生により、従来の計画の一部の見直しや、さらに新たな取り組みが検討されています。

また、深刻な景気の悪化や、小坂井町の篠塚・宿地区では愛知県下一のショッピングセンター開発の話が浮上するなど、中心市街地の活性化は、いよいよ正念場です!

#### 問題【1】 「豊橋中心市街地活性化基本計画」策定に向けての市民意識調査の結果について

# "あすのまちづくりにあなたの声を"

平成20年度の市民意識調査が、本年6月16日~30日を調査期間としていた。 し行われ、本年10月に市民意識調査報告書として発行された。

「市民と行政が一体となったまちづくりを推進すること」を目的とした市民意 識調査は、豊橋市内全域を調査地域として、市内在住の満20歳以上の 男女5000人を調査対象とした郵送に基づくアンケートにおいては、約4 0%にあたる2037人から有効回答をいただきました。

中心市街地については、おおきく4問計24問を設問していたが、

**Q(ア)** 市民意識調査で浮き彫りになった課題をどの様に認識しているかについて伺う。

Q(イ) どのくらいつくり、どのようにして資料を認知させ、どこへ配布・配置して、資料の活用・反映をさせたのかを伺う。

**こたえ(ア)** 調査の結果、治安の良さ、暮らしやすさ、公共交通機関の利便性などの評価は高いが、一方では中心市街地へ訪れる頻度を始め、買い物の満足度、回遊性などの評価が低く、多くの市民が中心市街地の魅力の低下を感じており、まちの賑わい、商業機能、公的機能の強化などの課題が浮き彫りになった。

**こたえ(イ)**報告書は250部作成し、市民館、情報ひろば、図書館などに備えるとともに、ホームページにも掲載している。

**おもい** 市民意識調査はたいへん優れた資料だが、残念ながら設問を依頼 した部署が充分に活用していない。

また、ホームページでの検索は、資料到達へのプロセスが多く問題がある。 2000人以上もの市民の皆様に御協力いただいた貴重な意見に報いるためにも充分に活用し、計画策定を始めとする今後の市政に反映させていただくことを強く希望する。

### 問題 【2】 公共公益施設の配置とストック活用について

○(1回目) 中活法では、「公共公益施設を中心市街地への配置とともに、すでに中心市街地に存在する公共公益施設のストックを有効に活用すること」としているが、本市の現状に対する認識を伺う。

※《『公共施設』とは、「道路、公園、広場その他政令で定める公共の施設」。『公共公益施設』とは、地方公共団体が設置する市民ホール、集会所、市出張所といった施設や、学校、図書館、鉄道敷地、上下水道など》 こたえ 公共公益施設は、東三河という広域的な観点からも公共交通機関が発達した中心市街地に多くが集積している。今後は市民ニーズや活性化の観点から、必要機能と適正配置を検討し、補助制度なども最大限活用しながら、中心市街地における新たな公共公益機能の付加・充実を図りたい。また、既存の公共公益施設についても、機能の競合や利便性、役割など、中・長期的な視点からあり方を見直し、有効な活用を図ることで、中心市街地の都市空間利用の再配分を図りたい。

Q(2 回目) 活性化に寄与するとされる基幹病院をはじめ、イベント・ホールや教育・文化施設など公共公益施設の多くが郊外へ配置された現状や、バスターミナルの整備などを望む声もある。国土交通省の補助制度を利用検討する上でも、新たな公共公益施設として何が必要か?また、つくれる余地はあるのか?東三河という広域を捉えた場合はどうか?等、「まち造り」ではなく、「まち育て」の観点から新設と既存のストックを分けて改めて伺う。

**こたえ** 活性化、賑わい創出には、公共公益機能の充実が大きな要素。今後も新たな機能の付加を図るとともに、既存ストックを有効に活用したい。

おもい 従来の開発手法の財政的限界を乗り越える既存ストックの再生・活用という視点で、都市行政の各部門が管理する各種公共施設の配置に関して総点検を行い、機能の複合化を伴うリニューアル・プロジェクトを中心市街地内部で構想していくことで民間の内向き投資を誘発することにもつながる。本市の「まち育て」の発想を期待する。

## 問題【3】 交流機能について

### Q(ア) まちなか文化の創造について伺う。

ことも未来館など文化・交流拠点の整備やまちなかへの集客と交流を促すまちなかフェスティバル等の都心文化イベントの開催などに取組んで来た。交流活動の発展、発信のためには、施設整備を含めた交流の場づくり、また、活動の中心となる人材育成や市民活動への支援も含めた交流を促すための環境づくりが大切。

**おもい** 「暮らしにぎわい再生/中活法・単独事業」として検討中の「総合文化学習センター」は、市長のおもいを近い将来改めて伺う。

「人が集まり」「交流」し、それが有機的に結びつき、刺激しあって、新しい価値観を創造し、経済発展や景気循環をもたらす。中心市街地のイノベーションが沸き起こることを、強く期待する。

Q(イ) 国は、歴史文化資源の発掘と市街地滞在プログラムづくり、新観光拠点づくりとまちなか観光振興、歴史文化資源が豊富な旧城下町である市街地を観光拠点とするなどを進めている。「まちなか歴史資産ネットワーク事業」「まちなか博物館整備事業」など、今後の「文化の堀り起こし」の進め方・ビジョンを伺う。

**こたえ** 両事業は、TMOや商店街などと連携しながら、その充実、推進に努めて行きたい。

おもい 中心市街地には白鳳時代から続く寺社 や城もあり、「お祭」「歳時」「行事」など沢山ある。蚕都豊橋を今に伝える個人博物館や、牟呂 用水などの産業遺産。昭和の銀行建築や水上 ビルなどモダン建築は「都市の記憶」という建築文 化を活かす佐原市長のまちの誇りづくりに期待。

②(ウ) 「まつり文化の継承」事業は、豊橋公園内でのイベントと伝統的なまつりの保存継承を事業の概要としている。「鬼まつり」「祇園まつり」「羽田まつり」など伝統のお祭りは中心市街地を祭りの領域とし、居住人口の減少は、氏子の減少として大変苦慮していると聞く。神事については、憲法上の問題もあり本市の考えを伺う。

**こたえ** まつりの形態等を踏まえ、個々に具体的な事案の中で対応を検討することとなるが、伝統的なまつりは市の貴重な財産でもあり、行政として出来る限りの対応をして行きたい。

おもい 法令の定めるところかも知れないが、警察・県の指導が年々厳しくなり、運営主体の疲弊とともに、「まつり」本来の魅力を失わせていく。 答弁の出来る限りの対応に大いに期待する。

## 問題【4】産業機能について

②(ア) 中心市街地への市民要望は「百貨店」「家族で楽しむ大型店舗」「映画館」等である。 未着手の中心市街地「大型店舗出店等支援施策」など魅力ある商業の育成と誘致を伺う。

**こたえ** 必要不可欠である。出店支援を考える。

2回目 豊川・小坂井の合併特例として紙面を 賑わした、近隣市の郊外型大規模商業施設進 出への本市の認識と対応について伺う。

こたえ 中心市街地が活性化することで対応。

おもい 持続的発展可能な商業とは「利をもって 営む」こと。「利を求めて営む」のは、言わば焼畑 商業である! 中活法には「ブレーキ」と「アクセル」 がある。「調整役機能とはなにか」「真のタウン・マネジメントとはなにか」! 調整力を発揮すべし!

Q(イ) まちの潤い「オープンカフェ」等について。

**こたえ** まちの賑わいづくりに効果が見込まれるひとつの形態である。個々の事業者に対する許認可といったレベルではなく、街づくりの方向性や、商店街の特色づくりのあり方に関わるものなので、商店街の方々等とのコンセンサスなどを十分に図り、商業振興の施策を進めたい。

おもい 提案による規制の「特例」が、申請による「特区」計画が可能な時代は到来して久しい。 現在本市では民有地においても戸外へ椅子やテーブルを並べて接客したり、飲食店等を営業することはもちろん、扉や窓を開放して営業することにすら実は規制制約がある。法令上の問題もあるかと思いますが、(早期に)対応できることを期待する Q(ウ) 老朽化、耐震性の懸念、維持費、時代にそぐわなくなったなど、改修改築が求められているアーケードについて伺う。

**こたえ** 安全・安心な商店街づくりやイメージアップとして、市及び国において老朽化したアーケードの撤去や新設に対する経費の補助を行っている。この制度を有効活用するよう商店街等の団体を対象とした説明会の開催や補助事業の募集案内を各商店街に送付するなどしている。

下は、 平成20年度中小商業活力向上事業の第一次募集で、補助金の採択された事業には、省エネ・アーケード改修などが12件あった。佐原市長はマニフェストにおいて「太陽光エネルギーの利用」を掲げている。本市が率先して先進的なまちづくりのよきアドバイザーとなることを強く望む。

#### 問題【5】生活・交通機能について

**Q(ア)** 今後のまちづくりに重要なことは、92% もの人が安心・安全なまちづくりとしているが?

こたえ 「安心・安全」には、「交通事故」「治安」 「賑わい」など、様々な要素があり、現在一定の評価(安心安全と思う=44%)がされている。 「安心・安全なまち」とは、「生活者が快適に暮らせるまち」であると同時に「訪れる人が安心して楽しめるまち」であり、中心市街地を活性化することで進めていきます。

市もい 中心市街地の犯罪の発生件数では、 自転車盗ワースト・ワンはじめ、盛り場ゆえ他の 犯罪も多く課題は多い。「今後のまちづくりに重 要なこと」を「治安がよく安心安全なまち(9 2%)」とする市民意識をさらに検証し問題を検 出し解決することを強く期待する。 Q(イ) 国が推進する「歩行者中心のまちづくり」と自動車交通の課題について伺う。

**こたえ** 公共交通機関の利用促進などにより、 歩行者を中心としたまちづくりを進めたい。

2回目 自動車利用の調整をどのレベルに設定するかが重要なポイント。現在のテーマである自動車交通の利便性の向上と、これからのテーマである歩行者中心のまちづくりとの施策融合について、改めて伺う。

**こたえ** 市民や商業者を含めた地域住民などの 理解と協力による合意形成が不可欠。

があります。 が外型ショッピングセンターとは上手く「棲み分け」をし、広域・買い回り型の中心市街地だけで無く、新しい相乗効果を実現する「まちなかショッピングコンプレックス」となることを期待する。

# 問題【6】合意形成について

**こたえ** 市民意識調査や来街者のアンケート、またワークショップ、商工会議所を始め民間事業者が主体となった活性化協議会や、市民・学識経験者などで構成する策定調査委員会との意見交換なども進めています。

声もい 英国では「フレームワーク総合評価法」など説得性のある説明を、基本計画など早い段階から説明している。また、イギリスにはTMC(タウン・マネジメント・センター)、アメリカにはBID(ビジネス再開発地区制度)などの制度がある。佐原市長の海外経験と、「芸文」の「しばらく時間を頂いて見直す」という言葉に、中心市街地の「合意形成」へ向けた新たな取組みを期待する。

#### **"TOKUYA TIMES"** 編集後記

「環境」「経済」「公平性」をテーマとした2008年でしたが、合衆国発サブプライムローンの破綻は、世界の政治・経済はじめ、東三河にも深刻な衝撃を与えています。その様な時代だからこそ、「選択」と「集中」により贅肉をそぎ落として未来を切り開き、ピンチをチャンスと捉え元気な豊橋を創らねばなりません。力いっぱい頑張ります。ご意見お待ちしています!

#### 市政報告会のご案内

平成 21 年 2 月 12 日 (木) カリオンビルにて、

午後3時~4時 市政報告会

第一部

午後7時~8時 市政報告会

第二部

今回は、12月議会の報告とともに、3月議会 に向けての課題や、海外視察の報告を中心とし た市政報告会です。是非お越し下さい。

#### 発行

伊藤とくや事務所

豊橋市松葉町 3-70 FAX: 0532-56-5521 TEL: 0532-57-4192 bbito@mx1.tees.ne.jp 携帯: 090-3855-9696